

就労定着支援



【就労定着支援とは】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、企業に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を提供いたします。

【対象】

対象は、企業に雇用された障がい者（スタンバイは発達障がいに限る）であって、就労を継続している期間が6か月を経過した方となります。

【支援内容】

就労を継続していくにあたって、課題となっていることを把握し、解決に向けてご本人と会社との調整を行います。支援の方法は毎月1回以上、対面での支援となります。会社へ訪問する場合や、スタンバイに来てもらい面談をする場合があります。ご自宅への訪問も可能です。

【利用期間】

就職し6か月経過後から3年間利用可能です。
1年ごとの更新手続きが必要となります。

【利用料金】

利用する本人が課税世帯の場合、利用者負担が発生します。
ひと月9,300円が上限です。おおよそ3,000円前後になります。

【企業担当者へのサービス】

- ・ 職場で共に働く方々へ、『発達障がい』の特性や個々に配慮いただきたい事柄について説明いたします。
- ・ 企業担当者と面談を行い、企業が抱えている困り感を解消するための具体的な提案をいたします。

《お問い合わせ・所在地》

ワーキングサポートセンタースタンバイ

〒950-0922 新潟市中央区山二ツ 3-11-12

TEL025-250-7365 / FAX025-250-7360